

## 第5回 西米良村農業委員会総会議事録

### I 開催日時及び場所

日 時： 平成30年8月22日（水） 16：00～16：50

場 所： 西米良村基幹集落センター 2階会議室

### II 出席委員（農業委員7名）

1番：中武武司会長、2番：黒木保正、3番：黒木廣喜、4番：黒木和子、  
5番：田爪朝幸、6番：上村好彦、7番：佐伯秀巳

### III 提出議題

議案第1号 農地利用集積円滑化事業による農地の利用権設定について

議案第2号 非農地証明願について

### IV 総会経過

#### 1 開 会

農業委員会事務局長 上米良重光の進行で開会した。

#### 2 会長あいさつ

開会にあたって、中武武司会長があいさつを行った。

#### 3 議 事

西米良村農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、中武武司会長が議長とな  
って議事を進行した。

審議に先立ち、中武武司会長より、黒木和子委員と田爪朝幸委員が議事録署名者に  
指名された。

#### 【中武武司会長】

議案第1号「農地利用集積円滑化事業による農地の利用権設定」について、事務  
局から説明をお願いします。

**【事務局】**

今回、村有地（柚団地）を村と個人で相対契約をしているものを2名の方に農地利用円滑化事業（農業基盤強化法）により農協、個人、西米良村と利用権設定をします。

**【対象農地】**

住所	地目	地積
・西米良村大字村所字砦山谷 216-3 一部	畑	9,659 m <sup>2</sup>
・西米良村大字村所字砦山谷 216-18 一部	畑	9,140 m <sup>2</sup>
・西米良村大字村所字砦山谷 216-8 一部	畑	8,861 m <sup>2</sup>
・西米良村大字村所字砦山谷 216-3 一部	畑	8,757 m <sup>2</sup>
・西米良村大字村所字砦山谷 216-22	畑	2,076 m <sup>2</sup>
・西米良村大字村所字砦山谷 216-20	畑	2,254 m <sup>2</sup>

いずれも利用権設定期間は、10年間に なります。

小作料は、10a 当たり

A 氏 18.799 反 × 単価 7,394 円 = 139,000 円

B 氏 21.948 反 × 単価 5,693 円 = 124,950 円

経営しているゆずの植栽本数により、計算しているためそれぞれの10a 当たり単価が異なります。以上、説明といたします。

**【中武武司会長】**

事務局から、説明を受けたところですが、質疑はございませんか。

**【委員一同】**

ありません。

**【中武武司会長】**

質疑もないようですので、決をとります。議案第1号「農地利用集積円滑化事業による農地の利用権設定」について異議のある方はいらっしゃいませんか。

**【委員一同】**

全員異議なし。

**【中武武司会長】**

全委員賛成ということで、議案第1号「農地利用集積円滑化事業による農地の利用権設定」については、可決されました。

次に議案第2号「非農地証明願」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、第 2 号議案「非農地証明願」について説明をいたします。

○届出人：C 氏

○土地所在：西米良村大字板谷字横谷 442-<sup>ア</sup> 18,512 m<sup>2</sup>  
西米良村大字板谷字横谷 445-1 79 m<sup>2</sup>  
西米良村大字板谷字横谷 455-2 82 m<sup>2</sup>  
西米良村大字板谷字横谷 456 89 m<sup>2</sup>  
西米良村大字板谷字横谷 458-乙 112 m<sup>2</sup> 計 18,874 m<sup>2</sup>

○地目：畑

○現況：山林

○目的：10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であると判断した。また、非農地証明後は、山林として管理する。

以上で、説明を終わります。

**【中武武司会長】**

事務局から、説明を受けたところですが、質疑はございませんか。

**【委員一同】**

ありません。

**【中武武司会長】**

質疑もないようですので、決をとります。議案第 2 号「非農地証明願」について異議のある方はいらっしゃいませんか。

**【委員一同】**

全員異議なし。

**【中武武司会長】**

全委員賛成ということで、議案第 2 号「非農地証明願」については、可決されました。

本日は、これで審議を終わります。

事務局長が、総会を閉会する。 16：50

議事を作成した者の職、氏名

事務局長 上米良重光

事務局 後藤田真利

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長            会長

署名委員      4 番委員

署名委員      5 番委員